

前橋市介護保険サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は質問若しくは照会に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等の支援を基本とし、サービス事業者等が行う保険給付に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の方針)

第2条 指導は、サービス事業者等に対し、次の各号に掲げる条例及び告示（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び保険給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第41号）
- (2) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第42号）
- (3) 前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第43号）
- (4) 前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第44号）
- (5) 前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年前橋市条例第30号）
- (6) 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第46号）
- (7) 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準を定める条例（平成24年条例前橋市第47号）

(8) 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例前橋市第48号）

(9) 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第49号）

(10) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

(11) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）

(12) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

(13) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）

(14) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）

(15) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）

(16) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）

(17) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）

（指導の体制）

第3条 指導は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、介護保険課との合同で実施することができる。

2 次条第2号の運営指導は、2人以上の班を編成して行い、その編成及び実施日数は、毎年度策定する運営指導計画において定める。

（指導の形態等）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による実施も可能とする。

集団指導を実施した場合は、群馬県に対し、使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 運営指導

運営指導は、次の内容について、原則、サービス事業者等の事業所において実地に行う。ただし、次のイ及びウのうち実地でなくても確認出来る内容については、オンライン等を活用することができる。また、各内容はそれぞれ分割して実施することができる。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬の請求の適正実施に関する指導

(3) 前号の運営指導のうち本市が単独で行うものを「一般指導」、厚生労働大臣及び都道府県知事若しくは他の市町村長と合同で行うものを「合同指導」という。

(指導対象の選定基準)

第5条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

市長が指定又は許可の権限を持つ全てのサービス事業者等を対象とし、指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導の選定基準

ア 一般指導

実施頻度や個別事由を勘案して選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から必要に応じて選定する。

(3) 群馬県及び他市町村との連携

群馬県及び他市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第6条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導対象となるサービス事業者等に指導内容を確実に伝達するため、以下の点に留意する。

(ア) 講習等の方式で実施する場合は、集団指導に欠席したサービス事業者等に、使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(イ) オンライン等の活用により実施する場合は、視聴や資料の閲覧状況の把握に努めるものとする。

(2) 運営指導

ア 実施通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 根拠規定

(イ) 目的

(ウ) 日時

(エ) 場所

(オ) 担当者

(カ) 出席者

(キ) 準備すべき書類等

イ 事前資料の提出

運営指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求めることができる。

ウ 指導方法

運営指導は、国が定める介護保険施設等運営指導マニュアル（「介護保険施設等運営指導マニュアルについて（令和4年3月31日老発0331第7号厚生労働省老健局長通知）」別添）等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から関係書類等を基に説明を求めて行う。

エ 講評

運営指導の結果については、運営指導終了後、現地において当該サービス事業者等の出席者に対して、講評を行う。

(指導結果の通知等)

第7条 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬の請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要する場合は、後日、文書によってその旨を通知する。

2 当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、指導結果通知書の発送日の30日以内に文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第8条 運営指導を実施中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに前橋市介護保険サービス事業者等監査要綱（平成24年5月30日伺定め）に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 第2条第1号から第9号までの条例で定める基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬の請求に不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(指摘に伴う自主返還措置)

第9条 サービス事業者等に対する運営指導において、介護報酬の請求について、不正には当たらない軽微な誤りが認められたときは、当該サービス事業者に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合において、指摘を行った事項について、全利用者等の介護給付費明細書等関係書類を対象に自主点検の上、自主点検結果報告書（様式第1号）、保険者別返還内訳（様式第2号）及び所轄福祉事務所別返還内訳（様式第2号の2）によりその結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

2 市長は、前項に規定する自主返還の対象となる保険者に対し、自主点検結果に係る返還予定額通知書（様式第3号）により当該サービス事業者の名称、返還金額等必要な事項を通知する。

3 市長は、第1項に規定する自主返還の結果を、自主点検による返還完了報告書（様式第4号）により報告させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月30日から施行する。
- 2 前橋市介護保険サービス事業者等指導要綱（平成19年2月1日伺定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。